自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要(令和6年度)

	税目	課 税 物 件	税率	6年度税収(億円)	備考
田	揮発油税	揮発油	48,600円/kℓ (本則税率:24,300円/kℓ)	20,180	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮発油	5,200円/kℓ (本則税率:4,400円/kℓ)	2,159 (うち地方譲与分 2,159)	・地方の一般財源として全額譲与
	石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	80 (うち地方譲与分 40)	・税収の1/2は地方の一般財源とし て譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、 軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 4,100円 ・営業用 2,600円 (本則税率:いずれも2,500円)	7,065 (うち地方譲与分 3,045)	・税収の一部を公害健康被害の補償 費用の財源として交付 ・税収の431/1000は地方の一般財 源として譲与
税	石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、 石油ガス、石炭等	(本則税率) ・原油、石油製品 2,800円/kl(2,040円/kl) ・天然ガス、石油ガス等 1,860円/t(1,080円/t) ・石炭 1,370円/t(700円/t)	6,060	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	13,000円/kℓ (本則税率:26,000円/kℓ)	462 (うち地方譲与分 142)	・空港整備財源及び地方空港対策費 (税収の4/13を地方の空港対策財 源として譲与)
	電源開発促進税	一般送配電事業者等の 販売電気	375円/千キロワット時	3,110	・電源立地対策、電源利用対策及び 原子力安全規制対策財源

⁽注1)税収は、国税は予算額である。

⁽注2) 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は、租税特別措置法による当分の間税率である。

⁽注3) 令和16年4月1日より、揮発油税の税率については48,300円(本則税率:24,000円)、地方揮発油税の税率については5,500円(本則税率:4,700円)となる。

⁽注 4)石油石炭税の税率は、租税特別措置法による特例税率である。 (注 5)(令和 5 年度改正)航空機燃料税の税率は、租税特別措置法による特例税率であり、令和 7 年 4 月からは15,000円/㎏(税収の4/15を地方に譲与)、令和 9 年 4 月からは18,000円/㎏(税 収の2/9を地方に譲与)となる(令和10年3月末まで)。